

生活困窮者支援フォーラム

生存権を守るための

行政処分取消請求事件

講師・後藤好成弁護士

【内容】

2013年から3年かけて、生活保護基準の引き下げが行われました。この引き下げが不当なものであったとの主張で「いのちのとりで裁判全国アクション」という訴訟が行われています。生活保護基準は様々な制度と連動していることから生活保護受給者だけの問題ではありません。生存権を守るということについて考えます。

【講師紹介】

後藤好成弁護士(宮崎県出身)

1981年 弁護士登録後、宮崎県弁護士会に入会

2004年 宮崎県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事

九州弁護士連合会人権擁護委員会委員長

2015年 九州弁護士連合会裁判官選考検討委員会委員長

弁護士会人権問題・消費者問題に取り組みつつ、民事・刑事でご活躍

2023年

2月18日(土)

13:00~16:00

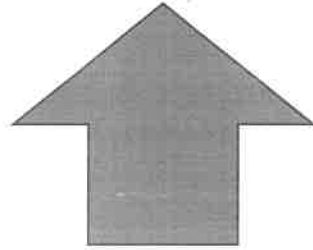
(12:30開場)

南九州大学宮崎キャンパス 1217・1218 講義室

申し込みは宮崎県社会福祉士会のホームページにて受付中

主催：宮崎県社会福祉士会(専門能力向上委員会) 問い合わせ：0985-86-6111

生活困窮者支援フォーラム



FAX番号 0985-86-6116

宮崎県社会福祉士会 事務局宛

申込者氏名	
所属勤務機関	
連絡先 (日中可能な連絡先)	電話： メールアドレス： ※変更等が生じた際に連絡を取る場合があります。

令和5年2月15日申込締切り

このFAX申込書は、今回の報告会において使用するものであり、終了後はシュレッダーにて処理をおこないます。